

# ふっつし公共交通ニュース

～vol.35 2023年11月～

発行者：富津市企画課公共交通係（電話 80-1229）

## ～タクシー運賃の改定について～

本年11月20日（月）に、本市が含まれる「千葉県B地区」のタクシー運賃が変わります。新運賃の概要につきましては、以下のとおりです。

### ○新運賃の概要（普通車上限運賃の場合）

運賃ブロック	運賃改定率	現行				改正			
		初乗運賃		加算運賃		初乗運賃		加算運賃	
千葉県B地区	11.10%	1.27 km	500 円	272 m	100 円	1.155 km	500 円	244 m	100 円



### 説明

初乗運賃（500 円）が適用される乗車距離は、これまでの「1.27km」から「1.155km」に、加算運賃（距離に応じて100円ずつ加算）は、これまでの「272m」から「244m」に変わります。

今回の運賃改定（約1割の値上げ）は、物価高騰への対応や、タクシー運転手の労働環境の改善・人材確保を図るために行われるもので、前回の運賃改定は2020年2月に実施されました。

## ～「富津市タクシー運賃助成事業」について～

運転免許証をお持ちでない高齢者等や自動車の運転が一時的に困難となる妊産婦の方を対象に、タクシー利用時の運賃の一部を助成する「富津市タクシー運賃助成事業」は、令和元年7月の事業開始以来多くの方に利用されています。

### 助成内容

- 申請日に応じて、対象者1人につき、最大48枚の利用券（1枚500円上限）を交付します。（申請時期によって枚数は異なります。）
- 利用券は1回の乗車につき1人2枚を限度に使用できます。複数の対象者が同乗したときは、各対象者が1人2枚を限度に使用できます。
- 新型コロナワクチン接種会場へ移動する場合に限り、1回の乗車につき1人4枚を限度に使用できます。
- 乗車場所・降車場所の両方または片方が富津市内のタクシー利用のときに使用できます。

裏面に続きます。

## 相乗り利用について

本号では、本制度でおすすめする「相乗り」について紹介したいと思います。  
複数の助成対象者がタクシーに相乗りした際は、各々が利用券を使うことができます。

例：タクシー運賃が 2,100 円の場合

### ○ 1人で利用した場合



対象者 1人につき最大 2枚まで使用可能なので、  
 $2,100 \text{ 円} - 1,000 \text{ 円} = 1,100 \text{ 円}$   
⇒ 自己負担額は 1,100 円



**買物に行くので一緒にいきませんか。**

### ○ 2人で利用した場合



対象者 1人につき最大 2枚まで使用可能なので、  
 $2,100 \text{ 円} - (1,000 \text{ 円} \times 2 \text{ 枚}) = 100 \text{ 円}$   
⇒ 自己負担額 100 円は、利用者同士で負担。

このように、一度のタクシー利用で乗車する助成対象者が多いほど、利用券で支払うことができる金額も大きくなるので、より遠い場所まで少ない自己負担額でタクシーを利用することができます。

**みんなで乗り合って、よりお得に  
タクシーを利用しよう！**



↓ **新規登録される方はこちら** ↓

### 【申請方法・お問い合わせ先】

助成対象者の要件に該当し、タクシー券の交付を希望する場合は、申請書（企画課、天羽行政センターで配布またはホームページからダウンロード可）に必要な事項をご記入いただき、郵送または下記窓口に提出してください。

〒293-8506 富津市下飯野 2443 番地

富津市役所企画課公共交通係 TEL80-1229（天羽行政センターでも提出可。）